



©2011 苫小牧市

平成31年度 苫小牧市住宅耐震・リフォーム 支援事業の御案内

融資対象者

市民であって、自ら所有し、かつ、居住する住宅の融資対象工事をする、次に該当する方。

- ・融資申込時の年齢が満20歳以上の方で、市税等を滞納していない方
- ・取扱金融機関の融資を利用できる方
- ・この融資を実行するために必要な個人情報を、金融機関と市が共有することに同意できる方
- ・過去にこの融資を受けたことがない方

融資を受けられる住宅

- ・市内に建てられている住宅(マンション及び併用住宅で住戸部の内部改修)
※併用住宅の外部改修は条件により対象
- ・融資対象工事に着工していない住宅
- ・建築基準法その他関係法令に、違反がない住宅

融資対象工事

増改築等

- 増 築
- 改 築
- 耐 震 改 修
- 物 置 の 設 置
- 風 除 室 の 設 置

屋外の工事

- 外壁の張替え
- 外壁の塗装
- 屋根の葺替
- 屋根の塗装
- 窓の取替

室内の工事

- 床の張替え
- 壁紙の張替え
- キッチンの交換
- お風呂の交換
- 暖房の交換

外構工事等

- 太陽光発電
- ロードヒーティング
- 造園工事
- 外構工事
- 車庫の改修

取扱い金融機関

- ・苫小牧信用金庫
- ・とまこまい広域農業協同組合
- ・北央信用組合
- ・株式会社北洋銀行
- ・株式会社北陸銀行
- ・株式会社北海道銀行
- ・北海道労働金庫
- ・室蘭信用金庫

申込受付期間

2020年3月31日(火)まで工事計画審査を申請できるもの。
※予算(融資枠で1億5千万円)に達した場合は受付を締め切ります。

お問い合わせ先

苫小牧市都市建設部建築指導課指導係 TEL: 32-6527(直通)



©2011 苫小牧市

融資対象工事の施工業者

融資対象工事の施工業者は、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ・融資対象住宅を新築した時の請負業者
- ・市内に事業所、支店又は営業所を置く法人若しくは個人事業者

融資の条件

1 融資限度額	耐震改修工事	650万円
	上記工事を伴わない場合	500万円
2 利率	銀行との契約利率による(市はその内1.5%を上限に補助します)	
3 償還方法	10年以内(毎月償還とし、元利均等又は元金均等のうち金融機関が定める償還方法とする)	

申込から融資までの流れ

1) 申込

(建築指導課
へ)

【提出書類】

- ① 苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業申込書 (市役所4階建築指導課窓口)
- ② 住民票等住所が確認できる書類
- ③ 工事見積書(内訳が無い場合は、計画審査申請時に提出)
- ④ 納税証明書等(前年度の道市民税、固定資産税の証明書又は領収書など)
- ⑤ 耐震診断書(耐震改修・補強工事の場合)

※申込書には印鑑が必要になります

2) 融資申込

(取扱金融機関
へ)

1. 申請者は上記①の申込書(控え)を金融機関へ提出します
2. 金融機関で融資可能か審査を受け、融資条件等が説明されます
3. 融資予定金額の決定

【提出書類】

- ① 申込書(受付印が押印されたもの)
- ② その他、金融機関が必要とするもの

申込から1ヶ月以内に、申請がない時は辞退とみなす

(但し、事前に期限内での申請ができない理由がある場合は除く)

3) 工事計画

審査の申請

(建築指導課
へ)

【提出書類】

- ① 工事計画審査申請書
 - ② 工事内容の分かる図面(平面図、立面図、配置図等)
 - ③ 施工業者の証明書(登記簿謄本写し、個人事業者の場合は、住民票等)
- ※過去に証明書を提出した場合は、不要
- ④ 工事見積書(申込時、内訳が無い場合)
 - ⑤ 改修前・改修後の耐震診断書(耐震改修・補強工事の場合)

※工事計画審査申請書には印鑑が必要になります

4) 工事着手

工事計画審査に合格し通知書が届いてからでなければ着手できません
※工事内容に変更がある場合、建築指導課及び金融機関へ連絡をして下さい

5) 工事完了

の届出

(建築指導課
へ)

工事完了届出書を提出し完了検査についてご説明します

【提出書類】

- ① 工事完了届出書

※申込から6ヶ月以内

※工事完了届出書には印鑑が必要になります